

国土交通省告示第千二百九十三号

以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年十月十三日

国土交通大臣 北側 一雄

- 第 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 第 2 事業の種類 一般国道 36号改築工事（登別
拡幅 - ・ 北海道白老郡白老町字虎杖浜地
内）
- 第 3 起業地
 - 1 収用の部分 北海道白老郡白老町字虎杖浜
地内
 - 2 使用の部分 なし
- 第 4 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20

条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道白老郡白老町字虎杖浜地内から登別市東町1丁目地内までの延長約3.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道36号改築工事（登別拡幅 - ）」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号

の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道36号は、北海道札幌市から、石狩支庁管内の北広島市、恵庭市、千歳市を経由して胆振支庁管内に入り、苫小牧市、

白老郡白老町、登別市を經由して室蘭市に
至る主要道路である。幹線
道路である。このうち本件区間に係る現道の一般国道
36号（以下「現道」という。）は、登別市
及び白老町の市街地を通過し、地域住民の
日常生活等による利用が集中するとともに
に、北海道を代表する工業都市である室蘭
市と苫小牧市を結ぶ幹線道路であることか
ら物流の主軸として利用され、さらに、周
辺には支笏洞爺国立公園のほか登別温泉や
白老温泉など、北海道を代表する観光地を
擁し、多くの観光客が訪れおり、各交通
がふくそうするところにも、トラックやバス
など大型車の通行も多い状況にある。しか
しなから、現道の大部分は狭小で歩道の整

備も十分にない2車線道路であり、慢性的な交通渋滞が発生し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、平日の現道に係る交通量は白老町字浜竹浦地点において12,595台/12h、登別市港町2丁目地点では15,660台/12h、混雑度はそれぞれ1.41、1.38、大型車混入率もそれぞれ27.2%、24.3%と道内の一般国道平均である21.5%を上回る状況にある。

また、冬期においては、路面の凍結や地吹雪により視界不良の状況が発生し、幅員が狭小という道路状況とも相まって、交通の安全性・走行性が阻害されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和及び冬期における交通の安全

性等の確保等が図られるとともに、自転車歩行者等の安全が確保され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するところが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価等の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成15年8月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、動植物についての北海道（2001）レッドデータブック上の絶滅危惧種であるシラネアオイの群落が確認されたことから、起業者は、その保全対策として移植等を計画しており、保護のため適切な措置を講じているものと認められる。

また、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づき、現

道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に整合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅案（申請案）のほか、現道より北側にバイパス道路を新設する、JR近接案及びJR北側案について検討が行われていく。このうち、現道拡幅案については、現道の片側拡幅と両側拡幅（申請案）が考えられるが、両者を比較すると両側拡幅案は、片側拡幅案に比べ移転家屋が少なく沿道土地利用への影響が最少限に抑えられることから、両側拡幅を採用することが合理的であると認められる。次に、申請案と他のバイパス2案を比較すると、申請案は現道の敷地を最大限利用することから従来どお

りの沿道利用が図れること、縦断勾配が3%以上となる区間が一番短く、冬期交通の安全性に優れること、事業費が一番廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、起点側の白老町字虎杖浜地内における延長967mの区間に係る事業計画は、平成12年6月に決定された都市計画と整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益

に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、現況下においても交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線周辺の市町村の長及び議会議長からなる苫小牧地方総合開発期成会及び室蘭地方総合開発期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号

の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦
覧場所 北海道白老郡白老町役場